

質問票に対する回答

③ 本庁舎の位置

	質問要旨	回答要旨
1	4つの特別区本庁舎を、なぜ各区の中央部分としないのか。特別区本庁舎が端の方になり住民は不便である。	<p>本庁舎の位置は次の考え方により決定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北区 <ul style="list-style-type: none"> ・行政機能の集約が可能であるとともに、都心部にあり複数の鉄道アクセスを有し、住民の皆さんにとって最も便利である現大阪市本庁舎(中之島庁舎)とする ○淀川区、中央区、天王寺区 <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎として不可欠な機能の集約が可能 ・地方自治法の規定を考慮(住民からの近接性、交通の利便性、都市の中心性) <p>なお、特別区設置後も、窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援など住民に密接した事務については、引き続き現在の各区役所において実施し、住民の皆さんの利便性を維持します。</p>
2	阿倍野区役所の近くで50年いきている。天王寺区はいやです。	<p>特別区設置後、天王寺区の本庁舎は現在の天王寺区役所に設置されますが、窓口サービス、保健福祉センター、地域活動支援など住民に密接した事務については、引き続き現在の阿倍野区役所においても実施し、住民の皆さんの利便性を維持します。なお、その窓口サービス等を行う事務所の名称も、「阿倍野区役所」のままとします。</p> <p>また、特別区の設置は、行政組織機構の再編であり、地域で育まれたコミュニティ、町会や地域で行われてきた行事がなくなるものではありません。</p>
3	新しい天王寺区の本庁舎について、当初は現在の阿倍野区役所としていたのに、なぜ現在の天王寺区役所になったのか。	<p>天王寺区の本庁舎については、当初の案では現在の阿倍野区役所としていましたが、大都市制度(特別区設置)協議会で検討された結果、以下の考え方により、現在の天王寺区役所に変更されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区長と議会関連施設を同一庁舎におさめることが可能 ・本庁舎と地域自治区の名称が同一となり、名称の煩雑性が緩和される